　【 教育委員会管理部 】

|  |  |
| --- | --- |
| 件 　名 | 京都府教育委員会のＡ市教育委員会への指導について |
| 申立概要  【受理5.3.2  /5.4.5/5.4.25】 | Ａ市立中学校における通級指導を必要とする生徒に係る通知について、Ａ市教育委員会（以下「Ａ市教委」という。）から京都府教育委員会（以下「府教委」という。）へ報告されているが、生徒本人と保護者にはそのようなことを通知されたことがない。  府教委特別支援教育課にＡ市教委が虚偽の報告をしている旨、何度も通告しているが放置されている。 |
| 確認事項  【通知5.4.18  /5.5.1/5.6.1】 | 通級による指導の対象とすることが適当とされる児童生徒の判断については、設置者である教育委員会等と十分に連携を図りながら、基本的には在籍校の校長が行うものである。  申立ての趣旨の内容については以前からＡ市教委に確認しており、申立人が指摘する通知文等については、Ａ市立中学校及びＡ市教委が判断の上、作成しているものであり、その内容について、府教委が関与できる権限はないものである。  府教委への報告書類については、Ａ市教委から当該報告内容の修正の連絡がないため、府教委として対応するものではない。  また、報告書類の根拠となる公文書は確認しており、報告書類の内容に齟齬は認められないことから、指導の必要はないものと考えている。 |